

## 特定非営利活動法人しものせき空き家・暮らしサポート 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人しものせき空き家・暮らしサポートという。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県下関市豊浦町川棚 5317 番 1 セードウ ヴィランテ I-203 に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、地域住民、空き家所有者、移住希望者その他の関係者に対して、空き家の利活用及び地域資源の活用による地域づくりに関する事業を行い、地域の持続可能な発展及び地域生活圏の形成に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 経済活動の活性化を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

#### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 空き家の利活用及び適正管理に関する相談支援事業
- ② 空き家に関する調査、情報収集及び情報提供事業
- ③ 空き家の維持管理、改修及び利活用の支援事業
- ④ 空き家の利活用希望者とのマッチング及び移住・定住支援事業
- ⑤ 地域の拠点づくり及び地域活動の支援事業
- ⑥ 地域資源の活用及び地域価値の創発に関する事業
- ⑦ 地域活動のネットワーク化及びプラットフォーム構築事業
- ⑧ 研修会、講演会、交流会等の開催事業
- ⑨ 情報発信及び普及啓発事業
- ⑩ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 正会員については次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の目的に賛同し、この法人の目標達成に協力すると認めるもの。

(2) 継続的な活動をする意思があること。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

#### 第8条

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

#### 第9条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費の納入がされず、催促を受けてもそれに応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

#### 第10条

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

#### 第11条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

#### 第12条

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執

行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条

- 1 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることがで

きない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数  
(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名  
(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により 予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 46 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 49 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 50 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	木 滑 知 宏
理事	吉 富 英 彦
理事	藤 岡 千 鶴
監事	山 下 真 奈 美

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2028年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| (1) 正会員入会金  | 5,000 円        |
| 正会員会費       | 5,000 円 (1年間分) |
| (2) 賛助会員入会金 | 5,000 円        |
| 賛助会員会費      | 5,000 円 (1年間分) |

## 役員名簿

特定非営利活動法人 しものせき空き家・暮らしサポート

役職名	(ふりがな) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	きなめり ともひろ 木滑 知宏	[REDACTED]	有
理事	よしとみ ひでひこ 吉富 英彦	[REDACTED]	無
理事	ふじおか ちづる 藤岡 千鶴	[REDACTED]	無
監事	やました まなみ 山下 真奈美	[REDACTED]	無

注 「住所又は居所」には、特定非営利活動促進法施行条例第2条各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

2 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。

3 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

## 設立趣旨書 特定非営利活動法人 しのせき空き家・暮らしサポート

### 背景と課題 ～空き家が生じる根本原因にアプローチする～

日本社会は現在、人口増加を前提とした成長社会から、人口減少社会へと移行する大きな転換期にあります。その中で、空き家の増加は全国的な社会課題となっています。しかし、空き家の問題の本質は、人口減少だけにあるわけではありません。地域の価値が見えにくくなったとき、空き家は生まれます。

これまで地域は、人口規模や経済性、効率性といった分かりやすい指標を中心に評価されてきました。その結果、長期的には重要でありながら、短期的には成果として表れにくい価値が見過ごされる傾向にあります。こうした価値が放置されれば、防災力の低下や環境機能の喪失、地域コミュニティの弱体化といった、将来的な社会的コストの増大につながるおそれがあります。

### 視点 ～長期的な取り組みを評価する新たな視点～

長期的な成果そのものを直ちに数値化することは容易ではありません。しかし、成果に至るまでの過程には、取り組みの広がりや新たな関係の形成など、将来につながる兆しが現れます。こうした動きは、可視化・定量化することも可能です。従来の政策評価は、最終的な成果を測る「成果評価」や、事業の進捗を確認する「プロセス評価」が中心でした。これに加え、変化に応じて学びながら発展していく過程そのものを評価する「発展的評価」を取り入れることで、これまで見えにくかった地域固有の価値を捉えることができます。

この視点に立つことで、短期的な成果だけでは測りにくい地域の取り組みや、新しい地域のあり方を模索する活動を適切に評価することが可能になります。

### ビジョン ～都市と中山間地域を包含する地域生活圏を構想する～

都市部と中山間地域は、対立する存在ではありません。都市の生活は、中山間地域が担う水源涵養機能や防災機能、環境保全機能などに支えられています。こうした相互依存の関係を一つの圏域として捉える考え方が「地域生活圏」です。

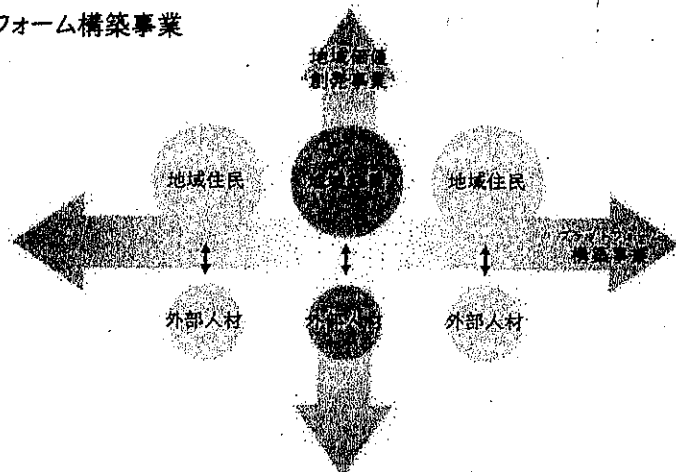
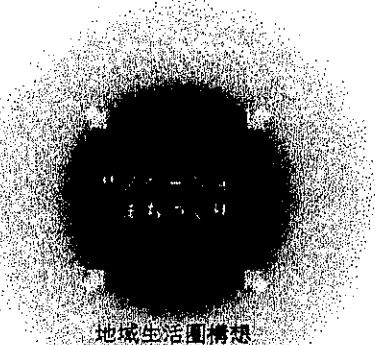
本法人は、既存の下関市リノベーションまちづくりの取り組みを補完しながら、都市部と中山間地域を含む地域生活圏全体の持続可能性を高めることを目的とします。空き家を単に「減らすべき対象」と捉えるのではなく、地域生活圏全体の価値を問い直し、評価の枠組みを広げていくことが、下関市全体のレジリエンス（地域強靭性）を高める基盤になると考えます。

### 事業概要 ～価値の創発を促し、市全域をつなぐ仕組みづくり～

本法人では、人口減少社会において生じる空き家を、社会の変化に対応するための「空間的な余白」として捉え直します。余白とは、単なる未利用空間ではなく、新しい活動や関係性が生まれる可能性を内包した資源でもあります。地域に残されたこの余白を適切に管理し、柔軟に活用していくことは、人口減少社会に適応した新しい地域のあり方を模索するうえで重要な取り組みとなります。

こうした視点のもと、地域資源である「余白」の管理運用を通して、以下二つの事業を推進します。

- 1 新しい地域のあり方を模索する、地域価値創発事業
- 2 市全域をゆるやかにつなぐ、プラットフォーム構築事業



**・事業①：地域価値創発事業**

空き家所有者の多くは、問題が深刻化して初めて相談に至ります。しかし、長年放置された空き家は老朽化が進み、大規模な修繕が必要となることも少なくありません。その背景には、「困ってはいるが、何から始めればよいのか分からない」という、相談以前の段階で立ち止まっている状況があります。本法人では、空き家についての困りごとを気軽に相談できる場を地域の中に設けるとともに、空き家の利活用に関する取り組みを継続的に行う拠点づくりを進めます。

住民らが主体となって地域の未来を考え、行動する場を、ここでは「小さな拠点」と位置付けます。小さな拠点は新築である必要はなく、地域の拠点的な建物を改修する場合や、既にある場を拠点化する場合など、各地域の実情に応じた形態が考えられます。小さな拠点づくりにおいては、地域住民が主体となりつつも、新しい視点をもたらす外部人材の存在も重要です。本法人が地域とのつなぎ役となることで、多様な主体が連携する基盤をつくります。

《具体的活動内容》

- ・空き家に関する相談、調査、勉強会の開催
- ・空き家の維持管理、改修支援
- ・「小さな拠点づくり」の企画、運営
- ・地域おこし協力隊との連携、支援
- ・地域価値評価モデルの構築

**・事業②：プラットフォーム構築事業**

地域生活圏全体の持続可能性を高めるためには、各地域での個別の取り組みを、市全域の視点から結びつけていくことが重要です。本法人では、各地域に生まれる「小さな拠点」同士が地域を越えて連携できるよう、情報交換のためのプラットフォームを構築します。各地域が固有の価値を創発しながら、他地域との相乗効果を生み出すことが、市全体のレジリエンス向上につながると考えます。

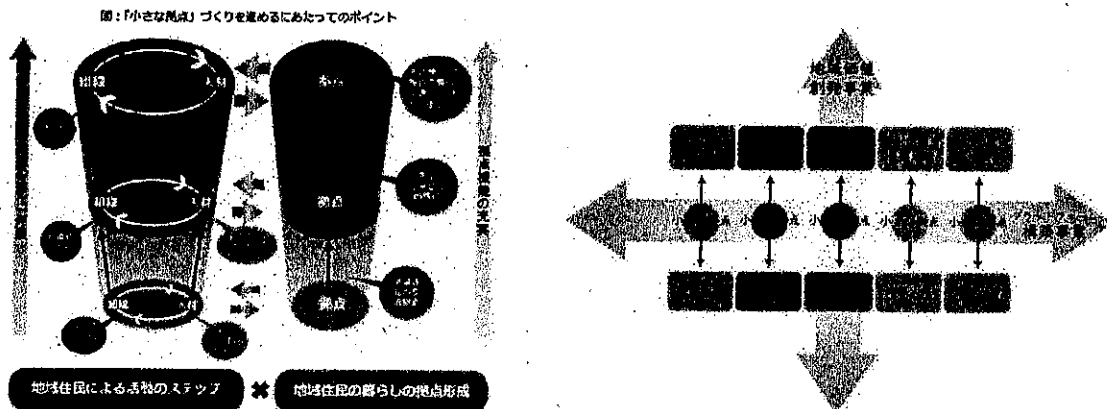
《具体的活動内容》

- ・空き家（予備軍）情報の集約
- ・SNSでの情報発信
- ・空き家情報ポータルサイトの構築
- ・空き家利活用希望者とのマッチング

**実施体制 ～地域の主体性を支える事務局機能～**

空き家問題は、行政による制度整備や支援施策だけで解決できるものではありません。地域住民、空き家所有者、民間事業者、移住希望者など、多様な主体が関わることで初めて持続的な取り組みとなります。そのためには、行政と地域の間をつなぎ、それぞれの主体が連携しやすい環境を整える中間支援的な役割が重要になります。

本法人は、下関市住宅政策課の事業である空き家DIYリフォーム人材を中心に構成されており、行政と地域住民の双方と接点を持つ中間的な立場にあります。その特性を生かし、地域の主体性を尊重しながら、行政だけでは担いきれない調整や支援の役割を果たします。多様な主体と連携し、空き家の問題を通じて地域の価値を再発見し、都市と中山間地域が支え合う持続可能な地域生活圏の形成を目指します。上記の活動を継続的に取り組むためには、安定的かつ責任ある運営体制の構築が必要であり、そのために法人格を取得する必要があると考え、本法人の設立に至りました。



## 設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人しものせき空き家・暮らしサポート

### 1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
1 ・研修会、講習会、交流会等の開催事業	・空き家所有者や空き家希望者に対して、空き家の有効活方法や、成功事例などのを紹介。	(A)1回/年 (B)下関市内 (C)10人	(D)一般市民 (E)20人	20
2 ・空き家の活用及び適正管理に関する相談事業 ・空き家に関する調査、情報収集及び情報提供事業	・勉強会参加者を対象とした空き家を有効活用するための活用方法の相談や、調査。	(A)3回/年 (B)下関市内 (C)3人	(D)一般市民 (E)3人	—
3 ・空き家の維持管理、改修及び利活用の支援事業	・空き家の状態悪化を防ぐための維持管理支援	(A)通年 (B)下関市内 (C)1人	(D)空き家所有者・賃借者 (E)1人	45

## 翌事業年度の事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人しものせき空き家・暮らしサポート

### 1 事業実施の方針

・初年度に実施した研修会・講習会・交流会等の開催を通じて得られた相談やつながりを基に、地域における空き家に関する課題解決に向けた支援を段階的に展開し、空き家の改修支援活動を本格的に推進していく。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
1 ・研修会、講習会、交流会等の開催事業	・空き家所有者や空き家希望者に対して、空き家の有効活方法や、成功事例などを紹介。	(A)1回/年 (B)下関市内 (C)10人	(D)一般市民 (E)20人	20
2 ・空き家の利活用及び適正管理に関する相談事業 ・空き家に関する調査、情報収集及び情報提供事業	・勉強会参加者を対象とした空き家を有効活用するための活用方法の相談や、調査。	(A)5回/年 (B)下関市内 (C)3人	(D)一般市民 (E)5人	-
3 ・空き家の維持管理、改修及び利活用の支援事業	・空き家の状態悪化を防ぐための維持管理支援	(A)通年 (B)下関市内 (C)2人	(D)空き家所有者・賃借者 (E)2人	90
4 ・空き家の維持管理、改修及び利活用の支援事業	・空き家を有効活用するための改修支援	(A)通年 (B)下関市内 (C)1人	(D)空き家所有者・賃借者 (E)1人	30

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人しものせき空き家・暮らしサポート  
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	0		
.....		50,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....		0	
4 事業収益			
空き家活用に関する勉強会	20,000		
空き家の維持管理	60,000		
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....		80,000	
経常収益計			130,000
II 経常費用			
1 事業費			
空き家維持管理費	35,000		
空き家勉強会開催費	10,000		
勉強会運営スタッフ謝金	20,000		
.....			
事業費合計	65,000		
事業費計		65,000	
2 管理費			
(1) 人件費	0		
(2) その他経費			
理事交通費	20,000		
監事交通費	10,000		
通信費	10,000		
消耗品費	10,000		
雑費	15,000		
.....			
管理費計	65,000		
管理費計		65,000	
経常費用計			130,000
当期経常増減額			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

2027年度 活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人しものせき空き家・暮らしサポート

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	0	
.....		50,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
.....		0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
.....		0
4 事業収益		
空き家活用に関する勉強会	20,000	
空き家の維持管理	120,000	
空き家の改修支援	50,000	
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
.....		190,000
経常収益計		240,000
II 経常費用		
1 事業費		
空き家維持管理費	70,000	
空き家勉強会開催費	10,000	
勉強会運営スタッフ謝金	20,000	
空き家改修支援費	40,000	
.....		
事業費合計	140,000	
事業費計		140,000
2 管理費		
(1)人件費	0	
(2)その他経費		
理事交通費	20,000	
監事交通費	10,000	
通信費	10,000	
消耗品費	20,000	
雑費	40,000	
.....		
管理費計	100,000	
管理費計		100,000
経常費用計		240,000
当期経常増減額		0
当期正味財産増減額		0
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0